

○經濟產業省告示第二百五十八号

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき、次のよう
に同法第九条第一項の登録をしたので、同法第四十四条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十七年十二月一日

經濟産業大臣 林 幹雄

登録の区分	外国登録検査機関
一 配線器具	デュフ
二 小形单相変圧器及び放電灯用安定器	ラインランド 台湾 リミテツ
三 電熱器具	11階、758、パートウロード、セク
四 電動力応用機械器具	ション4、シヨウサン区、台北105、
五 電子応用機械器具	台湾
六 交流用電気機械器具（電気用品安全法施行規則 （昭和三十七年通商産業省令第八十四号）第十九 条第二号から第八号までに掲げるものを除く。）	
七 携帯発電電機	

(参考)

テュフ	ラインランド	台湾	リミテッドの事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。
テュフ	ラインランド	台湾	リミテッド（11階、758、バートウロード、セクション4、
テュフ	ラインランド	台湾	リミテッド（9、レーン36、ミンセン
テュフ	ラインランド	台湾	リミテッド（台中市428、台湾）

○特許庁告示第二十一号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第七十九条第一号及び第二号並びに第八十一条の規定に基づき、昭和五十三年特許庁告示第二号（国際事務局に対する手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月一日

特許庁長官 伊藤 仁

各号を次のように改める。

一千三百三十スイス・フラン

二十五スイス・フラン

三
二百スイス・フラン

四
三百スイス・フラン

附
則

1 この告示は、平成二十八年一月一日から施行する。

2 この告示による改正後の規定(第三号に係る部分を除く)は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

○特許庁告示第二十二号

特許協力条約に基づくと国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第八十条の規定に基づき、昭和六十年九月二十一日特許庁告示第二号（特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月一日

特許庁長官 伊藤 仁

本則を次のように改める。

特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が特許協力条約に基づく規則(6.2(a))の規定に基づき要求する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額
二十五万二千六百円

附 告 示

この告示は、平成二十八年一月一日から施行する。

この告示による改正後の規定は、この告示の施行期

○国土交通省告示第千百六十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十六条の二十九の規定に基づき、軽自動車検査協会の事務所の所在地の変更及び検査事務を開始する日についての届出があったので、告示する。

平成二十七年十二月二日

国土交通大臣 石井 啓一

軽自動車の検査事務を

名
称

○海上保安庁告示第八十八号

航路標識の設置、廃止及び一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十七年十二月一日

[illegible]